



新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴う対応(商品改定)について ～新型コロナウイルス感染症を補償対象に～

2020年4月24日

新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さま、また関係者の皆さま、影響を受けられた方々に心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早いご快復、復旧を心からお祈り申し上げます。

MS&ADインシュアランスグループのあいおいニッセイ同和損害保険株式会社(社長:金杉 恭三)は、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえ、関係当局の認可を前提に、感染症被害を対象とする商品について補償範囲を拡大する改定を実施します。

1. 背景

当社では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、各種契約手続きの緩和(継続契約の締結手続きの猶予や保険料払込の猶予等)や疾病を補償する商品の入院要件の拡大(臨時の医療施設や自宅療養も対象)について実施してきました。

(https://www.aioinissaydowa.co.jp/info/notice_dtl.aspx?notice_id=2020040600001)

今回、民間の損害保険会社としての社会的役割を果たし、すべてのお客さまに安心を提供するべく新型コロナウイルス感染症を補償対象とする追加対応を実施します。

2. 概要 ※詳細が確定次第、改めてホームページ等を通じてお知らせします。

(1) 商品改定の内容

次の商品改定を行い、保有契約・新規契約を問わず、約款所定の感染症を補償している契約について、新型コロナウイルス感染症を補償対象に追加、または保険金お支払いの要件を緩和する対応を行います。

個人向け商品	<p>①傷害保険など、特定の感染症に罹患された場合に入院、通院または葬祭費用等を補償する保険において、新型コロナウイルス感染症を補償対象とします</p> <p>②海外旅行保険において、新型コロナウイルス感染症に罹患された場合に保険金をお支払いするための要件として「帰宅後 72 時間以内の治療開始」としていたところ、「帰宅後 30 日以内の治療開始」に緩和します</p>
企業向け商品	<p>③火災保険など、感染症に伴う休業損害、利益減少を補償する保険において、新型コロナウイルス感染症を補償対象^(注)とします(政府・自治体等からの要請・指示に基づく休業および自主休業は対象外)</p> <p>④介護・福祉事業者を補償する保険において、新型コロナウイルス感染症を補償対象とします(従業員等への見舞金、施設の消毒・清掃費用、利用者の移送・宿泊費用等が補償対象)</p> <p>⑤従業員等の労働災害を補償する保険において、新型コロナウイルス感染症を補償対象とします(従業員等への補償金が補償対象)</p> <p>⑥NPO 活動を補償する保険において、新型コロナウイルス感染症を補償対象とします(活動従事者への見舞金が補償対象)</p>

(注) 店舗等が新型コロナウイルスに汚染され、保健所等による営業停止や消毒などの措置がなされ休業損害等が生じた場合、または店舗等が新型コロナウイルスに汚染された疑いがあり保健所等により消毒などの措置がなされ休業損害等が生じた場合に限りです。

(2) 対象契約

2020年2月1日時点の保有契約および同日以降の保険始期契約（約款所定の感染症を補償している契約）

※新型コロナウイルス感染症を追加して補償する特約を追加保険料なしで自動セットし、2月1日（新型コロナウイルス感染症が指定感染症に指定された日）以降の事故から遡及して補償します。

※感染症を補償する特約等をセットしていない契約の場合においても、一部商品を除き中途セットが可能です。また、今後の新規契約においても特約等のセットが可能です。

※一部の商品においては、新規契約の始期日または特約等中途セット日以降、補償の対象とならない期間（待機期間）があります。

(3) 今回の商品改定で新たに補償される主な事故例

入通院や葬祭費用等を補償する保険	①新型コロナウイルス感染症に罹患し入院や通院をされた場合、もしくは死亡され葬儀を執り行った場合（入通院の場合1日あたり入院または通院保険金日額、死亡されご親族が葬祭費用を負担された場合、葬祭費用の実費をお支払い）
海外旅行を補償する保険	②海外旅行から帰国後、10日後に新型コロナウイルス感染症を罹患し、治療を開始した場合（治療にかかった費用等をお支払い）
休業を補償する保険	③店舗が新型コロナウイルスに汚染され行政機関による施設の営業禁止の処置がなされたことにより、店舗に喪失利益が生じた場合（1事故・20万円の定額をお支払い、保険年度ごとに1回）
介護事業者を補償する保険	④・施設の職員が業務中に新型コロナウイルス感染症に罹患し、施設の補償規定に基づき職員に対して見舞金をお支払いした場合（死亡時1名につき葬祭見舞金100万円、入通院日数に応じて3～7万円） ・施設が新型コロナウイルスに感染され、施設を消毒、清掃した場合、もしくは利用者の移送、宿泊に係る費用を負担した場合（1事故・保険期間中につき1,000万円限度）
労働災害を補償する保険	⑤従業員が業務中に新型コロナウイルス感染症に罹患し入通院した場合、または後遺障害が発生した場合（通院補償保険金、入院補償保険金、後遺障害補償保険金）
NPO活動を補償する保険	⑥NPO活動従事者が活動先で新型コロナウイルス感染症に罹患し、NPO法人の補償規定に基づき活動従事者に対して見舞金をお支払いした場合（死亡時1名につき葬祭見舞金100万円、入通院日数に応じて3～7万円）

※ お支払いする保険金にはご契約内容等により制限があります。

今回の対応を踏まえ、今後も、お客さま一人ひとりを大切にし、お客さまからの確かな信頼によって選ばれる会社となるよう、お客さま第一の業務運営を推進していくとともに、持続可能な社会の構築に向けて、社会課題の解決に貢献してまいります。

以上

当社は、社会との共通価値を創造し、目指す社会像である「レジリエントでサステナブルな社会」を実現するため、SDGs（持続可能な開発目標）を道しるべとし、地域の皆さまに貢献する活動を行ってまいります。

